

## 第二章 契約

### 第一節 総則

#### 第一款 契約の成立

##### 第五百二十一条 (承諾の期間の定めのある申込み)

承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

- 2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

##### 第五百二十二条 (承諾の通知の延着)

前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

- 2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

##### 第五百二十三条 (遅延した承諾の効力)

申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

##### 第五百二十四条 (承諾の期間の定めのない申込み)

承諾の期間を定めなくて隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

##### 第五百二十五条 (申込者の死亡又は行為能力の喪失)

第九十七条第二項 (表意者の通知後の死亡又は行為能力喪失後の隔地者の意思表示)の規定は、申込者が反対の意思表示をした場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。

##### 第五百二十六条 (隔地者間の契約の成立時期)

隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。

- 2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

##### 第五百二十七条 (申込みの撤回の通知の延着)

申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。

- 2 承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。